

諮問庁：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（独情）諮問第15号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（独情）答申第17号）

事件名：特定工事に係る特定工の数量算出根拠を示す文書の開示決定に関する
件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月23日付け鉄運総広第170123001号による開示決定（以下「原処分」という。）について、請求した内容の文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

審査請求人は平成28年12月15日付けで、処分庁に対して北陸新幹線、福井高柳高架橋積算書（P165）オープンケーソン工コンクリート（側壁、頂板）の数量が450立方メートルであるが、下位代価、作業単位内訳書2771-1号で、コンクリートポンプ車打設歩掛の基準書、設計日打設量10立方メートル以上300立方メートル未満の数量が計上されている根拠を示す資料と情報公開請求を行ったが、成果物として図面が届いた。届いた図面に根拠の記載がなかったため、説明を求めたが、開示した図面の内容のご質問には回答、説明は致しかねるとのことなので、審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、平成28年12月15日付けをもって処分庁に対して行われた別紙の1に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」とい

う。)に対し、処分庁が、本件対象文書を特定し、法9条1項に基づき、平成29年1月23日付けで開示決定とした処分(原処分)に対して、提起したものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記述によると、処分庁が開示した本件対象文書に本件開示請求の根拠記載が示されていないことを理由に、機構に説明を求めたが、「開示した文書の内容のご質問には回答、説明は致しかねる」と回答があったため、根拠記載を示す資料の開示を求めると主張しているものである。

3 本件に係る経緯について

本件開示請求は、審査請求人からの平成28年4月1日付け法人文書開示請求書において請求(以下「先行開示請求」という。)した法人文書「北陸新幹線、福井高柳高架橋 積算書一式(積算書、細別内訳書、作業単位内訳書、共通仮設費内訳書、諸経費計算書、見積書、見積集計表、材料表、ユーザ単価表、材料単価表、質問回答書)」に伴い、処分庁が開示した積算書の数量の値から作業単位内訳書に記載されている単価の適用根拠及び考え方等、質問とも取れる趣旨の開示請求書を同年12月15日付けで提出してきたものである。

4 原処分についての諮問庁の考え方について

本件審査請求を受け、原処分等について諮問庁が検証した結果及び諮問庁の考え方は、以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

処分庁によると、本件開示請求における福井高柳高架橋の積算書(P166)オープンケーソンエコンクリート(側壁、頂板)の数量が450立方メートルについては、本件対象文書の福井森田BvP1橋脚ケーソン基礎側壁配筋図(その1)(文書3)において側壁1ロットから4ロットと頂板は5分割施工していることを示しており、1ロット目、2ロット目、3ロット目、4ロット目、頂板に分割した各数量は、10立方メートル以上300立方メートル未満で積算することとなる。数量の根拠として、本件対象文書の福井森田BvP1橋脚ケーソン基礎側壁配筋図(その1)(その2)(その3)(文書3ないし文書5)で計算の基となる数字も表示されている。このことから、数量450立方メートルの根拠に関する法人文書は、すべて開示した図面に記されており、既に開示決定し審査請求人に開示している。

(2) 原処分の妥当性について

以上のことから、原処分において福井高柳高架橋の分割施工していることが分かる図面を本件対象文書と特定したことは妥当であり、本件対象文書に根拠の記載が示されていないとする審査請求人の主張は誤りで

ある。

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、諮問庁の判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、本件開示請求の対象文書は、法9条1項により開示された本件対象文書（図面）にすべて示されていることから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月9日 審議
- ④ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5（本件対象文書）を特定し、全部開示する決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分で開示された本件対象文書は、本件請求文書に対応していない旨主張しているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、先行開示請求において開示された福井高柳高架橋の積算書のオープンケーソン工コンクリート（側壁，頂板）の数量が450立方メートルであるにもかかわらず、その作業単位内訳書には、コンクリートポンプ車打設歩掛として設計日打設量が10立方メートル以上300立方メートル未満の数量が計上されている根拠を示す文書の開示を求めるものである。

イ オープンケーソン工は、橋脚基礎部分の工事であり、450立方メートルのコンクリートを一度に打設するのではなく、側壁及び頂板を複数の工程に分割して施工するものであり、各工程ごとに用いるコンクリートの数量は、10立方メートル以上300立方メートル未満である。そのため、作業単位内訳書に、コンクリートポンプ車打設歩掛として設計日打設量が10立方メートル以上300立方メートル未満

の数量を計上し、コンクリートポンプ車打設の単価を算定したものである。

ウ したがって、作業単位内訳書に10立方メートル以上300立方メートル未満の数量が計上された根拠は、複数の工程に分割施工することにあるところ、これを示す資料は、橋脚基礎部分の工事の図面であるから、本件対象文書を特定したものである。

エ 本件対象文書は、橋脚基礎部分の詳細な図面であって、文書3及び文書4には、橋脚基礎部分の側壁が分割されている記載があり、複数の工程に分割して施工することが分かる図面であるから、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定したことは妥当と考える。

オ 念のため、執務室、書庫及び倉庫を探索したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

北陸新幹線，福井高柳高架橋積算書（P 1 6 5）オープンケーソン工－コンクリート（側壁，頂板）の数量が4 5 0立方メートルであるが，下位代価，作業単位内訳書2 7 7 1－1号で，コンクリートポンプ車打設歩掛の基準書，設計日打設量1 0立方メートル以上3 0 0立方メートル未満の数量が計上されている根拠を示す資料

2 本件対象文書

文書1 福井森田B v P 1 橋脚一般図

文書2 福井森田B v P 1 橋脚ケーソン基礎断面詳細図

文書3 福井森田B v P 1 橋脚ケーソン基礎側壁配筋図（その1）

文書4 福井森田B v P 1 橋脚ケーソン基礎側壁配筋図（その2）

文書5 福井森田B v P 1 橋脚ケーソン基礎側壁配筋図（その3）